



令和6年6月28日(金)

とかねっと通信 第6号

文責:北海道中札内高等養護学校
コーディネーター 阿部、高橋

知的障がいとは？

知的障がい(知的発達症)は、論理的思考、問題解決、計画、抽象的思考、判断、学校での学習などにおいて必要となる知的機能と、発達および文化的な水準を満たす日常生活に関する社会的な適応機能における問題が見られます。発達期に発症し、継続した支援がない場合には、家庭・社会・職場などのさまざまな環境において、社会参加や日中活動が妨げられることがあります。

発達障がいとは？

発達障がいとは、生まれつきの脳機能の発達の偏りと、その人が過ごす環境や周囲の人との関わり mismatches から、社会生活に困難が発生する障がいのことをさします。発達障がいは外見からは分かりにくく、その症状や困りごとは十人十色です。そのため、発達障がいの特性を「自分勝手」「わがまま」「困った子」などと捉えられ、「怠けている」「親の育て方が悪い」などと批判されることも少なくありません。しかし、特性ゆえの困難さは、環境を調整し、特性に合った学びの機会を用意することで、軽減されると言われています。お子さまと周囲の人がその子の個性・能力・希望などを理解した上で、その子に合ったサポートをしていくことが大切です。

ADHD とは？

ADHD は、注意欠如多動症とも呼ばれ、話を集中して聞けない、作業が不正確、なくしものが多いなどの「不注意」、体を絶えず動かしたり離席する、おしゃべり、順番を待てないなどの「多動性」「衝動性」の特性がみられる発達障がいの一つです。特性のあらわれ方によって多動・衝動性の傾向が強いタイプ、不注意の傾向が強いタイプ、多動・衝動性と不注意が混在しているタイプなど主に3つに分けられ、これらの症状が12歳になる前に出現します。特性の多くは幼い子どもにみられる特徴と区別することが難しいため、幼児期に ADHD の診断することは難しく、就学期以降に診断されることが多いといわれています。また、個人差はありますが、年齢と共に多動性が弱まるなど、特性のあらわれ方が変化することもあります。ADHD(注意欠如多動症)のあるお子さまは、その特性により授業中、集中することが難しかったり、忘れ物が多いなどがあり、叱られることが多くなりがちです。叱られることが増えていくと、自信を失い、追い詰められてしまうということもあるので、お子さまの特性を理解し接することが大切です。

LD とは？

学習障がいは、学習における技能に困難さがみられる発達障害の一つです。読むことやその内容を理解することの困難さ、書くことの困難さ、数の理解や計算をすることの困難さなど大きく3つの分類があります。これらの困難が、知的障害(知的発達症)によるものでないこと、経済的・環境的な要因によるものでないこと、神経疾患や視覚・聴覚の障害によるものではないこと、学習における面のみでの困難であること、という場合に限り診断されます。

学校教育が始まる就学期になって診断されることがほとんどですが、就学前の段階で言語の遅れや数えることの困難、書くことに必要である微細運動の困難などがあることでその兆候に気づかれることもあります。

自閉症スペクトラム症とは？

ASD(自閉スペクトラム症)は、2022年発刊の『DSM-5-TR』では「自閉スペクトラム症」という診断名になりました。ASD(自閉スペクトラム症)は、ほかの人との気持ちの共有や会話のやりとりが難しい、表情から気持ちが読み取れないなどの「対人関係や社会的コミュニケーションの困難」と常同的な行動や、特定の音や光など感覚刺激への偏った反応など「特定のもののや行動における反復性やこだわり、感覚の過敏さまたは鈍麻さ」などの特性が幼少期から見られる発達障がいの一つです。知的障がい(知的発達症)を伴うこともあります。幼少期に気づかれることが多いといわれていますが、症状のあらわれ方には個人差があるため就学期以降や成人期になってから社会生活において困難さを感じ、診断を受ける場合もあります。

会えない子どもへの支援、何ができる？

不登校生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働き掛けることが求められます。

不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。

不登校の定義

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

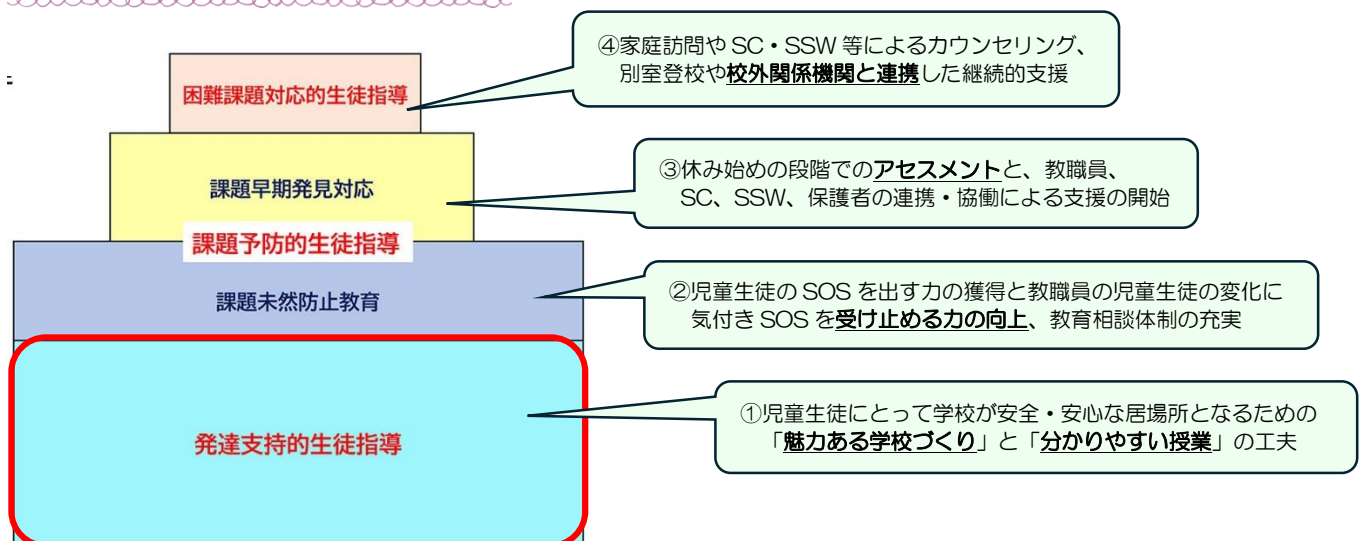


「待ってはいけないケース」

いじめから不登校になったケースや、不登校の背景に虐待が隠れているケース、発達障がいから生じる二次的な問題に起因する不登校のケースが挙げられます。予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにすることの必要性が強調されています。

「不登校生徒に問題がある」という決めつけをせずに、教職員・保護者・地域の人々が不登校生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、当該生徒の自己肯定感を高めるために重要です。

不登校対応の重層的支援構造



※まずは安心・安全の環境を整えましょう

十勝特別支援教育推進ネットワーク協議会「とかねっと」

【目的】

- ①管内の特別支援学校それぞれの専門性や関係機関の情報を共有すること。
- ②教育機関・福祉・医療・労働の様々な機関との連携を図り、特別支援教育の理解・啓発を図ること。
- ③定期的な研修を通して、特別支援教育の力量向上を図ること。

※一人で悩んだり学校だけで抱えずに、いつでもお気軽にご相談ください♪



詳細は北海道帯広養護学校 HP をご覧ください